

生食発0419第1号
平成29年 4月19日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」の一部改正について

今般、農薬、飼料添加物及び動物用医薬品に関する試験法に係る知見の集積等を踏まえ、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成17年1月24日付け食安発第0124001号）を別添のとおり改正することとしました。改正の概要は下記のとおりです。つきましては、その運用に遺漏なきようお願いするとともに、当該改正について、関係者への周知方よろしくお願ひします。

記

- 1 農薬、飼料添加物及び動物用医薬品に係る知見の集積等を踏まえ、「第2章 一斉試験法」の「HPLCによる動物用医薬品等の一斉試験法Ⅰ（畜水産物）」、「HPLCによる動物用医薬品等の一斉試験法Ⅱ（畜水産物）」及び「HPLCによる動物用医薬品等の一斉試験法Ⅲ（畜水産物）」中の「1. 分析対象化合物」の別表の品目名及び分析対象化合物名の一部並びに「第3章 個別試験法」の「プロヒドロジャスモン試験法（農産物）」を改正すること。
- 2 「チアベンダゾール及び5-プロピルスルホニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミン試験法（畜水産物）」を廃止すること。
- 3 以下に掲げる試験法を「第3章 個別試験法」に追加すること。
 - ・アルベンダゾール及びチアベンダゾール試験法（畜水産物）